

# GHQの宗教政策

—「神道指令」と「皇室祭祀」をめぐる諸問題—

日大総研大学院(院) ○岡崎 匡史  
日大生産工 森山 茂

はじめに

GHQは、「軍国主義・超国家主義」を生み出した悪の源泉こそが「国家神道」であり、日本を戦争に導いた原因であると危険視した。そのため、「神道指令」を発令し「政教分離」を徹底させて、一般に「国家神道」は国家から分離されたと理解されている。

しかし、「国家神道」をめぐる多くの問題が山積している。再度、原点に戻り、「神道指令」の成立経緯、「神道指令」がもたらした問題点を歴史的、法制度的に考察しつつ、GHQの宗教政策が戦後日本にもたらした問題点を再考する。

## 1. 神道指令

英文

“The terms State Shinto within the meaning of this directive will refer to that branch of Shinto (*Kokka Shinto* or *Jinja Shinto*) which by official acts of the Japanese Government had been differentiated from the religion of Sect Shinto (*Shuha Shinto* or *Kyoha Shinto*) and has been classified a non-religious national cult commonly known as State Shinto, National Shinto, or Shrine Shinto.”

日本文

「日本政府ノ法令ニ依テ宗派神道或ハ、教派神道ト區別セラレタル神道ノ一派即チ国家神道乃至神社神道トシテ一般ニ知ラレタル非宗教的ナル国家的祭祀トシテ種別セラレタル神社ノ一派(国家神道或ハ神社神道)ヲ指スモノデアル」

↓

「非宗教的ナル国家的カルト」と訳すべき。

誤訳？

それとも「国体護持」のために「意図的な誤訳」では？

## 2. 神道指令作成経緯

### GHQ民間情報教育局(Civil Information and Education)の対応

ウィリアム・K・バンス(William K. Bunce)宗教課長が実質的な執筆者。

「ポツダム宣言」「米国の降伏後当初の対日政策」→「信教の自由」を約束

↓

「宗教弾圧」の批判をかわす

↓

神道は国家から離れて「宗教」という枠組みで戦後に残った。

### 日本政府の対応

幣原喜重郎

「神道をはつきり国教といふことは出来ぬ、神道が西洋流のいはゆる宗教であるかどうかといふことは前から疑問となつてゐたところだ」「私は神道を極端に国家主義的であるとは思はぬがかふいふ国家主義的目的のためにこれを利用した者はある」<sup>1)</sup>

前田多門

「宗教というにはあまりに単純すぎる内容の

---

GHQ/SCAP's Religious Policies toward Occupied Japan  
—The Problem of the Shinto Directive and Imperial Household Shinto—

Masafumi OKAZAKI and Shigeru MORIYAMA

もので、いわば一種の習慣」であり、「国の習慣みたいなもの」なので、「英米あたりの国会が、国会の開会式のときには、一種の宗教の儀式をやるのと同じくらいに、一つの国の軽い意味におけるカルトとして、保存できる」<sup>2)</sup>



「神社非宗教説」として、「非宗教的な一つの国家的儀式」として温存させようとする。

### 3. 天皇の「信教の自由」

GHQは日本政府に、「天皇が伊勢神宮の祭祀王(Grand Master of Rituals)として務めることができる。しかし、天皇は天皇家を代表するのではなく、私人として仕えることを強調しなくてはならない」と通知した。<sup>3)</sup>



バンズは天皇の「信教の自由」を認めた。

「天皇は私人として、神道を信仰することができる。しかし、国家の象徴として宗教活動に参加することは、慎重に避けなければならない。もちろん、多くの具体的な状況によって、天皇の公私の区別を定義することは難しい」<sup>4)</sup>



天皇の「公私」の区別を明確につけることができなかった。

### 4. 天皇の「公私」の問題

天皇に「公私」の区別をつけることはできない。「天皇は、皇室祭祀を執行するさいに、私事と考えて最高祭祀をつとめているのではなく、この国の祭祀王である天皇として執行しているであろうことは、いささかも疑う余地がない。この本質は、終始、天皇の宗教的権威の原基をなしてきた」のである。<sup>5)</sup>



西洋的な「公私」の区別を天皇に適用することはできないが、あえて区別をつけたことで皇室祭祀が「温存」される余地が生まれた。

バンズは天皇の「皇室祭祀」は、宗教の範疇に入らない遅れたアニミズム、未開社会の風習なので「非宗教的ナル国家的カルト(non-religions national cult)」と切り捨てた。

しかし・・・

実際の「神道指令」の日本語では「非宗教的ナル国家的祭祀(non-religions national cult)」とされた。

### 5. 問題点

- 1) 「政教分離」が実際は不徹底であった。
- 2) 「皇室祭祀」の「公私」の関係性

- ・「公的」なものを「私的」と見なすという逆転現象が生じた。
- ・皇室祭祀を「私的」なままにしておくと、皇室の存在意義そのものの否定につながる。
- ・「公的性」を例外的に認める。しかし、そこには「例外」という名が持っている危険性が常につきまとうことになる。

#### 「参考文献」

- 1) 「指示に先んじ施策 外人記者団と初会見 首相、対米意向披露」『朝日新聞』1945(昭和20)年10月10日 朝刊
- 2) 「憲法調査会第三委員会第十四回会議事録」昭和35年3月9日、憲法調査会編、「憲法調査会第三委員会第回会議事録1-20」、大蔵省印刷局、合本のため発行年度なし、(19--), pp.10-11.
- 3) GHQ/SCAP, General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Power., Summation of Non-Military Activities in Japan, No.6, (1946), Tokyo, p.238.
- 4) Bunce, William K., Religions in Japan: Buddhism, Shinto, Christianity from the Report Prepared by the Religions and Cultural Resources Division, Civil Information and Education Section, General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers., Charles E. Tuttle Company, Vermont, (1955), p.170.
- 5) 村上重良, 天皇の祭祀, 岩波書店, (1977), p.217.